

金属製容器（金属製ドラム等を除く。）の性能試験及び安全性能に関する基準に係る細目基準

平成4年7月1日制定

最終改正 平成10年7月13日

第1 目的

この基準は、金属製容器（金属製ドラム等を除く。）の性能試験及び安全性能に関する基準（以下「安全性能基準等」という。）第7に基づき、金属製容器（金属製ドラム等を除く。以下同じ。）の試験確認を実施するにあたり必要な基準の細部事項について定めることを目的とする。

第2 用語の意味

この基準で用いる用語の意味は、運搬容器の試験確認に係る業務規程（以下「業務規程」という。）の例による。

第3 性能試験基準

1 供試品の確認

供試品は、試験確認に係る申請の対象と同一のものであることを直尺、ミルシート、板厚計等により確認する。

2 落下試験

- (1) 安全性能基準等第6、1(2)ウ(ア)に規定する落下姿勢は、金属板製18リットル缶等にあつては、当分の間、第1回落下は底面を下にしてそれが衝撃点となるように対面落下させ、第2回落下は省略することができる。
- (2) 安全性能基準等第6、1に規定する落下試験の判定については、金属板製18リットル缶等にあつては、当分の間水平面上に落下した衝撃音を聴取してから5分以内における漏えいの有無により、判定を行うことができる。
- (3) プラスチック内容器付きのものにあつては、ガス抜き孔及び外装容器からの漏えいの有無を前(2)の例により判定するものとする。

3 気密試験

- (1) プラスチック内容器付きのものにあつては、空気圧力を加えた供試品をガス抜き孔を上面にし、当該ガス抜き孔が最上部になるような角度に保持させて水没させるものとする。
- (2) 前(1)により全没させた供試品から排出される気泡が収まり、外装容器

と内容器の間隙の空気が排出されたと判断してから5分間試験圧力を加えるものとする。

4 内圧試験

- (1) 供試品は、胴体溶接部等最も弱いと認められる部分が上面となるよう横置きにし、安全性能基準等第6、3(3)に定める試験圧力になるまで水を注入する。
- (2) 試験を行うために装着したふた類の部分から漏れがある場合は、金属製容器の口金部に欠陥のある場合を除き、ふた類を交換し再度試験を行うことができる。
- (3) プラスチック内容器付きのものにあつては、内容器から漏れが容易に判断できるよう、外装容器のガス抜き孔が下になるように横置きの状態にして加圧する。

5 積重ね試験

供試品の上部に加える荷重は、次式により算出するものとする。この場合において、 $(3 - h) / h$ の小数点第1位以下は、切り上げるものとする。

$$\mathbf{W} = W \times \frac{3 - h}{h}$$

\mathbf{W} : 供試品の上部に加える荷重(N)

W : 容器1個当たりの内容物を含む重量(N)

h : 供試品の高さ(m)

附 則 (平成4年7月1日制定)

この基準は、平成4年7月1日から実施する。

附 則 (平成10年7月13日一部改正)

この基準は、平成11年10月1日から実施する。